

令和 6 年第 8 回（8 月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和6年8月9日(金)
開会 9時51分 閉会 10時36分
2. 開催場所 吉富フォーユース会館3 会議室3

3. 出席委員

農業委員の定数 14名
出席委員数 14名
欠席委員数 0名
欠員 0名

出席委員の氏名

賀部	正直	若山	清敏
奥田	健一	高尾	賢二
山本	学美	太田	実秋
高橋	初美	井上	幸子
菊	啓治	松本	久則
横川	信友	堤	久英
山本	幸雄	重吉	信之

欠席委員の氏名

—

農地利用最適化推進委員の定数 2名
出席委員数 2名
欠席委員数 0名
欠員 0名

出席委員の氏名

堤 實 大澤 英史

欠席委員の氏名

—

4. 付議事項

議案

- ・議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 藏田 真一

6. 会議の概要

事務局 職員	委員の皆様、おはようございます。皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より令和6年第8回（8月）総会を開催いたします。本日は推進委員を含め、16名での開催となります。 では、開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。
賀部会長	あらためまして、皆さんおはようございます。ただ今より令和6年第8回（8月）総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。基本的に、席次順をお願いしておりますので本日の、議事録署名人には、井上委員、菊委員のお二人を指名いたします。よろしくお願いします。 それでは、議事に入らせていただきます。議案第18号の「農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は1件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 職員	それでは、1ページをご覧ください。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。売買による農地の所有権移転を行うための許可申請が1件提出されています。2ページをご覧ください。申請番号1について説明致します。対象の農地は大字〇〇△△番△田95㎡、大字〇〇△△番△畑491㎡です。譲渡人がU. Kさんです。譲受人がU. Hさんです。 （2ページから6ページの内容を説明） 以上で説明を終わります。
賀部会長	それでは、議案第18号について、地元委員より、申請地の状況など補足説明をいたします。 特に周りの農地に影響はないと思います。
賀部会長	説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 （各委員質疑なし）
賀部会長	それでは、議案第18号について承認することとします。議案第19号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は1件の申請です。それでは、事

	務局から説明をお願いします。
事務局 職員	それでは、7ページをご覧ください。議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。申請は1件提出されております。8ページをご覧ください。申請番号1について説明致します。対象の農地は〇〇△△番△田6. 18㎡、〇〇△△番△田830㎡です。所有者はM. Tさん、耕作者もM. Tさんです。 (8ページから19ページの内容を説明) 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
賀部会長	それでは、議案第19号申請番号1について、地元委員の菊委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
菊委員	特段、問題はないです。
賀部会長	説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 (各委員質疑なし)
賀部会長	それでは、議案第19号について承認することとします。議案第20号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は4件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 職員	それでは、20ページをご覧ください。議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。申請は4件提出されております。21ページをご覧ください。 申請番号1について説明致します。吉富町大字〇〇△△番△田436㎡です。〇〇△△番△の所有者はY. Nさん、耕作者もY. Nさんです。今回は所有権移転での権利設定で譲受人は、T. Tさんです。 (21ページ及び23から32ページまで説明) 21ページにお戻りください。申請番号2について説明致します。吉富町大字〇〇△△番△田262㎡です。〇〇△△番△の所有者はY. Nさん、耕作者もY. Nさんです。今回は所有

	権移転での権利設定で譲受人は、T．Sさんです。 （２１ページ及び３３から４２ページまで説明） ２２ページにお戻りください。申請番号３について説明致します。吉富町大字〇〇△△番△畑３８５㎡、吉富町大字〇〇△△番△畑３８５㎡です。〇〇△△番△と〇〇△△番△の所有者はI．Nさん、耕作者もI．Nさんです。今回は所有権移転での権利設定で譲受人は、〇〇〇〇株式会社さんです。 （２２ページ及び４３から５０ページまで説明） ２２ページにお戻りください。申請番号４について説明致します。吉富町大字〇〇△△番△田３４４㎡です。〇〇△△番△の所有者はH．Aさん、耕作者もH．Aさんです。今回は所有権移転での権利設定で譲受人は、I．Sさんです。 （２２ページ及び５１から５８ページまで説明） 以上で説明を終わります。
賀部会長	それでは、議案第２０号申請番号１について、地元委員の横川委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
横川委員	問題はないです。
賀部会長	申請番号２について、地元委員の太田委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
太田委員	問題はないです。
賀部会長	申請番号３について、地元委員の太田委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
太田委員	問題はありません。
賀部会長	申請番号４について、地元委員の高橋委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
高橋委員	問題ないと思います。
賀部会長	説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 （各委員質疑なし）

賀部会長	それでは、議案第 20 号については、すべて承認されました。続きまして、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 職員	59 ページをご覧ください。「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」2 件届出がありました。 1 件目は〇〇△△番△田 4 3 6 m²。貸し手は町内にお住いの Y. N さん、借り手は O. H さんです。令和 3 年 6 月から 6 年間の契約でした。 2 件目は〇〇△△番△田 3 4 4 m²。貸し手は町内にお住いの H. A さん、借り手は T. H さんです。令和元年 6 月から 10 年間の契約でした。 以上で報告を終わります。
賀部会長	事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。 (各委員質問なし)
賀部会長	次に「情報交換」となっています。何かご質疑や情報交換をいただくような案件をお持ちの委員さんがいらっしゃれば、お願いします。
堤久英委員	町の宅地化が進んでいるが、大雨が降った時などに対する水路の改修計画等はあるのか。
事務局 職員	都市計画部門において検討等がなされています。
山本幸雄 委員	水路横に繁茂する草について対応できないのか。
賀部会長	地元から家主にお願いをしたらコンクリートを張ってくれた例がある。
賀部会長	本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。
事務局 職員	年間計画どおり 9 月 10 日（火）10：00 からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館 3 階会議室 3 でよろしいでしょうか。 (異議なし)

賀部会長	それでは、次回は9月10日（火）10：00からとします。 これをもちまして、令和6年第8回（8月）総会を閉会します。 皆さま、お疲れ様でした。 10時36分 閉会
------	--